

社会福祉法人すずみ会 若松すずみ保育園 重要事項説明書
特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ当園が説明しておくべき事項
令和 7 年 12 月 1 日現在

◎運営主体

名称 社会福祉法人すずみ会
所在地 千葉県八千代市八千代台北 17-7-10
電話番号 047-482-0121
代表者職氏名 理事長 田口 賢

◎施設概要

施設の種類	保育園
施設の名称	若松すずみ保育園
施設の所在地	習志野市東習志野 2-13-2
電話番号	047-472-3896
施設長	田中 久美子
受入年齢	生後6ヶ月～小学校入学前
利用定員	0児 10名 1・2歳児 50名 3歳児以上 90名 計 150名
開設年月日	平成 24 年 4 月 1 日

◎施設の目的及び運営の方針

若松すずみ保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規程に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る事を目的とします。

- （1）当園は、保育の提供にあたり、子どもの最善の利益を第一に、福祉を積極的に増進するよう努めます。
- （2）当園は、その目的を達成するために、専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもの利益のため保育園における環境を通して 養護及び教育を一体的に提供します。
- （3）当園は、子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

◎施設の概要

（1）園舎等の概要

敷地面積	3968.42 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造 一部 2 階建て
園舎面積	1686.08 m ²
園庭面積	1168.21 m ²

1. 主な設備

設 備	部屋数	面積	備考
乳児室ほふく室	4 室	186.48 m ²	
保育室遊戯室	6 室	463.16 m ²	
調乳室	1 室	8.00 m ²	
沐浴室	2 室	11.68 m ² +なかよしルーム	
調理室	1 室	129.77 m ²	
事務室	1 室	59.66 m ²	

2. 提供する保育の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

- ・保育園の性質上、まずは健康であることと考え、“元気でお預かりしたら、元気でお返りする”を基本に保育をすすめる。
- ・“教育は文化である”と考え、子どもたちに質の高い文化の提供を行い、且つ、五感を通して実際に体験する事を大切にする。
- ・大事な人様の子をお預かりし、子どもは立派な人格を持っているということを常に念頭におき、丁寧に保育をすすめる。
- ・アレルギー児については、栄養士、調理員、保育士の間で幾重ものチェックをし、誤食のないよう努める。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	運営の統括、子ども・職員・施設の管理
主任	1 人	保育の統括、地域の子育て支援
保育士(常勤パート、パート含む)	28 人	保育業務
看護師	1 人	子ども・職員の健康管理
栄養士	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理、給食指導
調理員	5 人	給食調理
事務員	1 人	事務担当
時間外職員	7 人	時間外保育業務

*なお、職員人数については、認可基準の範囲内で変動する可能性があります。
また、その他の状況に応じて必要な職員を配置します。

・嘱託医

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を結んでいます。

(1) 内科

医療機関の名称	あんどうクリニック
医師名	安藤 聡一郎
所在地	実籾 4-6-7
電話番号	047-476-1111

(2) 歯科

医療機関の名称	中山歯科クリニック
歯科医師名	中山 昭彦
所在地	東習志野 3-1-22 広瀬ビル2F
電話番号	047-474-0550

(3) 眼科

医療機関の名称	てらお眼科
医師名	寺尾 千春
所在地	東習志野 2-7-8
電話番号	047-472-4122

4. 保育の提供を行う日及び時間帯

月曜日から土曜日まで保育実施。

日曜、祭日、年始年末(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

但し、災害などで運営困難な場合は休園になることもあります。

・保育の提供を行う日及び時間帯

(1) 保育園の開園時間

平日 7時から19時

土曜日 7時から18時30分

(2) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間と通勤時間から勘案します。

(3) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間と通勤時間から勘案します。

5. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額(保育料)支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が認める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供を要する実費徴収額等

※参考 入園時に保護者により徴収するもの

・日本スポーツ振興センター掛金 240円（全員）

・行事代 遠足、園外保育の交通費やバス代

(3) カラー帽子（¥940）

1歳児クラスより、カラー帽子を購入していただき、卒園まで使用していきます。

(4) 幼児クラス（3歳児クラス以上）の給食費 年間日数で月額が決定しています

8000円/月20日（おやつ含む）

土曜日登園 350円/1回（おやつ別）

(5) 19時以降の超過料金について

19:01～19:15 ¥500 以降15分毎に¥500加算

土曜日 18:31～18:45 ¥500 以降15分毎に¥500加算

お子さまひとりあたりにつき徴収させていただきます。

6. 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けた時に、開始するもの
とします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その
他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、または、その他利用の継
続について重要な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

・入園はこども保育課に申請する。

・退園、転園は前月までに園に書類を提出する。

7. 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合
や事故が発生した場合には、健やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子
どものかかりつけの医療機関又はかかりつけ以外の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるもの
とします。

8. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応 します。
避難・備蓄用品	避難用リュック、ミネラルウォーター、備蓄米、食糧、 懐中電灯 他
避難場所	園庭、若松公園、神社公園、四中学校

9. 食物アレルギー児への対応

医師の指示に基づき可能な限りアレルギー除去食を提供しています。

10. 虐待などの防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、状況を確認し、関係機関と連携を図り
必要なサポートをします。

11. 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センターでの児童災害共済
保険の内容	・医療費 療育に要した医療費総額 500 点 (5,000 円) 以上が支給対象 ・障害見舞金 ・死亡見舞金

保険の種類	全国私立保育園連保険制度
保険の内容	・対人 1 名 2 億円 ・1 事故 10 億円 ・対物 1 事故 200 万円

12. 個人情報について

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限範囲内において使用致します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう入学する予定の小学校との間での情報提供
- ・他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供
- ・写真撮影については、行事時（運動会）は大関写真館さんに写真撮影依頼その他、保護者会の卒対による撮影以外は、肖像権、個人情報保護の為に保育中での撮影はお断りします

13. 写真・動画の撮影、ホームページへの写真の掲載について

- ・写真や動画の撮影について保護者の方の参観が可能な運動会、発表会、卒園式以外の園内での撮影を個人情報保護のためにお断りしています。お子さんの撮影を希望されない保護者の方がいることをご理解、ご承知頂き写真や動画をインターネット上に公開しないことをお約束ください。
- ・業者による写真撮影と販売について全園児対象に年に数回写真の撮影と販売を行います。インターネット上での販売となり、保護者の方のみにお知らせするアクセスコードを入力していただくことで、写真の閲覧・購入ができます。
お子さんの写真撮影を希望されない方は、事前に園へお申し出ください。
- ・ホームページへの写真の掲載について園のホームページに、お子さんの写真を掲載させていただきます。
お子さんの写真撮影を希望されない方は、事前に園へお申し出ください。

14. 園との連絡方法

- ・毎日の連絡園の ICT システム“キッズビュー連絡アプリ”を利用して、お子さんの出勤・体調・身体測定の記録などを共有しています。
- ・ホームページでのお知らせ
園のホームページにて、クラスの活動・園の様子を掲載し公開しています。

- ・電話での連絡園で体調を崩したりケガをしてしまったなどの緊急時には、電話で保護者の方に連絡をします。

保護者の方も急なお迎えや、送迎者がいつもと異なるなど、緊急な連絡は、園に直接電話をいただいています。

下記に記載した携帯番号は保育園の開園時間以外の急を要する場合の連絡先です。

若松すずみ保育園 047-472-3896

携帯番号（園の開園時間外の緊急を要する場合） 070-1217-4974

15. 入園時にお知らせいただいた、保護者、お子さんの情報が入園後変更することがあった場合は必ず速やかに園までお知らせください。

（住所変更、就労先変更、また保育を利用する事由の変更により保育時間が変更する場合など）

16. ご意見・ご要望等の申し出窓口について

本園では保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、さらなる資質向上を目指し、社会福祉法82条の規定により、利用者の皆様のご意見・ご要望を（苦情を含める）の申し出窓口を設置し意見要望に対して適切に対応する体制を整えています。本園における意見・要望等の相談解決責任者、受付担当、第三者委員を下記のように設置しています。

1. 相談解決責任者 田中久美子 若松すずみ保育園園長
2. 受付担当者 福留真美 若松すずみ保育園主任
3. 第三者委員 朝日美晴 向山地区主任児童委員
秋山信之 向山地区主任児童委員

意見要望等の受付・解決方法

1. 意見・要望等の受付意見・要望等は面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚第三者委員に直接申し出ることもできます。
2. 意見・要望等の報告、確認 受付担当者が受けた意見・要望等を相談解決責任者と第三者委員（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。
3. 意見・要望のための解決、話し合い相談解決責任者は相談者と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、相談者は第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次のように行います。

（ア）第三者による意見、要望の内容確認

（イ）第三者による解決案の調整、助言

（ウ）話し合いの結果や改善事項の確認

4. 都道府県「運営適正化委員会」の紹介本園で解決できない場合は、下記の千葉県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てすることができます。

千葉県運営適正委員会

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4番5号（千葉県社会福祉センター内）

TEL 043-246-0294 Fax 043-246-0298

mail support@chibakenshakyō.com